

こんにちは。きゅうしょくカンガルー！（奈良の学校給食を考える会）です。
あけましておめでとうございます。本年もよろしくおねがいたします。
私たちは、おいしい給食&ほんとうの食育をめざして活動しています。

このメルマガは、私たちの活動や奈良県内の給食をめぐる状況をお知らせしたく、
今までの活動の中で連絡先を交換させていただいた方を中心にお送りしています。
メルマガ解除をご希望の方は、お手数ですが、
oishiikyusyoku@gmail.com まで解除希望の旨をお書き添えの上ご連絡ください。

■ ■ もくじ ■ ■

1 奈良県議会議長に種子条例を求める署名を提出しました

■ 1 ■ 奈良県議会議長に種子条例を求める署名を提出しました

12月15日、主要農作物の種子の安定供給に関する県条例の制定を求める署名
1902筆を奈良県議会議長に提出しました。

これは、2018年4月に廃止された「主要農作物種子法」（種子法）に代わる県条
例の制定を求めるものです。種子法とは、稲・麦・大豆の優良品種の安定生産を
行うために国・都道府県の責任を規定したもので、1952年施行、計画的に種子を
生産し、優良品種が安価に農家へ提供され、地域に合った米300品種以上の多様
性が守られてきました。しかし、種子法廃止で生産の不安定化、価格の高騰、地
域の特性に合った品種開発の断絶などが懸念されます。

種子は私たちの食べ物の基になるものです。古来より各地で農民たちが営々と品
種改良を重ねて種子が引き継がれ、その遺伝資源を基に、公的な種子事業によっ
て地域にあった品種を開発、生産してきました。

種子の開発には時間も費用もかかります。現在民間で開発されている品種は大規
模農業を前提に開発されており、種子と化学肥料と農薬をセットで売ること
で利益を得るビジネスモデルになっています。民間企業は売れる品種を生産するこ
とになり、営利事業だけでは種子の多様性は守れません。

種子法廃止後、奈良県では種子法廃止に伴い、種子生産に関する審査、証明業務

を米麦改良協会へ移管しましたが、一方、他道県では種を守る動きが起こり、現在 22 の道県で独自条例を制定し公的種子事業を継続することが決定しています。

参考 日本の種子を守る会 種子条例化 MAP 最新版（2020 年 10 月 13 日）

https://93fda70d-8bba-442a-b51e-f259e96e03c4.filesusr.com/ugd/da4733_36763910847846e493a8ccc409beeb4a.pdf

これまで荒井奈良県知事は種子に関して、「奈良県豊かな食と豊かな条例の基本計画」の中に明示しているので、独立した条例は必要ないとの見解を示されていますが、それだけでは不十分だというのが私たちの考えです。

今回の署名提出のひとつの実績として、引き続き署名に協力してくださる方を増やし、さらに条例制定を求める活動を広げていきたいと考えています。ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

● 来月もお楽しみに♪ ●

メルマガ発信元 : きゅうしょくカンガルー！ (奈良の学校給食を考える会)

E-mail : oishiikyusyoku@gmail.com

facebook : <https://www.facebook.com/oishiikyusyoku>

事務局 : 生活協同組合コープ自然派奈良内 (奈良市今市町 40-1)
